

自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積

【施設名】 島根県職員会館

【所在地】 松江市内中原町 5 2

グループ	物件 番号	貸付場所の位置	貸付面積	貸付場所の寸法等			販売商品	位置図 No.
				幅	奥行	回収箱 面積		
1	1	2階図書コーナー	1.80 m ²	1.30m	1.00m	0.50 m ²	飲料(缶、PET 等)	①

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含む。

2 貸付期間

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（更新はしない。）

3 販売商品の種類等

- (1) 種類 缶・ペットボトル入り飲料、（酒類及びノンアルコール飲料を除く。）とする。
- (2) 価格 標準販売価格（定価）以下とする。

4 設置する自動販売機の規格及び条件並びに自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

- ①大きさ 幅・奥行は放熱余地及び転倒防止用具等を含め、上記「1 貸付場所及び貸付面積」で記載する寸法に収まる長さとし、高さはおよそ 2000 mm以内とする。
- ②デザイン等 周辺環境に配慮したデザイン、外観色とする。

(2) 環境対策

①省エネ

可能な限り消費電力量の低減に資する技術等（「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材・ヒートポンプ採用」、「ゾーンクーリング」、「LED照明」など）を導入している省エネ型の機種とする。

②ノンフロン

可能な限り二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

①転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機―据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守し、転倒防止措置を講じること。

②食品衛生

衛生管理及び感染症対策について、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③防犯

偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすとともに、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」（日本自動販売システム機械工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

(4) 自動販売機の設置及び管理運営

- ①設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃等を責任をもって行うこと。
- ②自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- ③設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障等の連絡時には速やかに対応すること。
- ④自動販売機の設置箇所毎に空き容器の分別回収ボックスを設置し、ボックスに投入された容器等は、設置事業者の責任で回収・処分すること。
また、空き容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ⑤設置事業者は、商品の搬入や使用済み容器の搬出に関する時間及び経路について、県の指示に従うこと。
- ⑥施設の特徴に応じて、災害・緊急時対応としてのフリーベンド機能（災害時に自動販売機の中の飲料を無料で提供）、AED（自動体外式除細動器）付きの機種又はユニバーサルデザイン等の付加価値付きの機種を設置することを妨げない。

5 貸付料

最高額の申込み価格とする。（消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額）

ただし、令和7年度については、採用された見積額（年額・税抜き）に12分の4を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって当該年度の貸付期間中の貸付料とし、令和8年度から令和11年度までにおいては、採用された見積額（年額・税抜き）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額をもって、各年度毎の年額貸付料とする。

6 電気料

電気使用料は、原則として自動販売機の定格消費電力に基づき別掲の算定基準により算定した額とする。ただし、県が必要と認める場合には、子メーターにより計測した使用量に基づき、県が定めた行政財産の使用料等の取扱に関する基準を準用して算定した額とすることができる。

7 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
- (2) 電気使用量、水道使用量を計測するための子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては県の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機の設置に伴う事故により第三者に損害を及ぼした場合は、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 貸付場所において商品及び自動販売機の盗難又は破損などの損害が発生した場合、県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

11 販売実績の報告

設置した自動販売機の年間販売実績（本数等）について、所定の様式により毎年度4月末日までに県に報告すること。

12 その他

設置場所施設に係る工事や設備点検等、県の都合により、一定期間自動販売機の利用が制限される場合がある。

(別掲)

【1月当たり電気使用料】

$(\text{定格消費電力}[\text{kw}] + \text{電熱装置定格消費電力}[\text{kw}]) \times 0.25 \times 365 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間}$
 $\times \text{電気料金単価} \div 12 \text{ 月 (1円未満切り捨て)}$

※ 電気料金単価は、電力会社の料金単価表に基づき、毎年度県が定める。
(令和7年10月現在の算定単価は、21.0円)